

中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）
補助金実施要領

制定 令和5年4月17日

改正 令和6年3月22日

この要領は、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、中山間地域の生活機能維持・確保支援（ガソリンスタンド存続のための改修費支援）補助金の円滑かつ適正な運用実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

第1 補助対象

県の他の補助金等の交付を受けている又は受ける見込みである事業は、補助対象としない。

- 2 補助の対象となる地下タンクの構造等及び工事については、別表1で定めるものとする。

第2 補助対象経費

補助対象事業のうち、国庫補助金の充当がない事業の対象経費については、別表2で定めるもの及びその他適当と認められるものとする。

第3 交付申請

交付申請は、申請を予定する事業に係る県の予算措置が行われた後に行うものとする。

- 2 交付申請時に添付する資料については、要綱様式第1号に記載するもののほか、別表3に掲げるものとする。なお、漏えい防止工事に係る見積書については、所定の様式を使用することとする。

第4 実績報告

実績報告時に添付する資料については、要綱様式第5号に記載するもののほか、別表4に掲げるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月17日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表1 (第1 補助対象関係)

区分	地下タンクの構造等			対象工事
	設置年数	外面塗覆装の種類	設計板厚	
腐食のおそれが特に高い地下タンク	50年以上	アスファルト (危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「消防法告示」という。)第4条の48第1項第2号に定めるもの。以下同じ)	全ての設計板厚	<ul style="list-style-type: none"> ・内面ライニング施工工事 鋼製一重殻タンク内面へのFRPライニング施工工事 ・電気防食システム設置工事 鋼製一重殻タンクが埋設してある給油所への電気防食システム設置工事
		モルタル (消防法告示第4条の48第1項第1号に定めるもの。以下同じ)	8.0mm未満	
		エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂 (消防法告示第4条の48第1項第3号に定めるもの。以下同じ)	6.0mm未満	
		強化プラスチック (消防法告示第4条の48第1項第4号に定めるもの。以下同じ)	4.5mm未満	
	40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm未満	
腐食のおそれが高い地下タンク	50年以上	モルタル	8.0mm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・内面ライニング施工工事 ・電気防食システム設置工事 ・精密油面計設置工事 鋼製一重殻タンクに石油製品の漏れを常時検知することができる精密油面計を設置する工事
		エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上	
		強化プラスチック	4.5mm以上12.0mm未満	
	40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm以上	
		モルタル	6.0mm未満	

		エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4. 5 mm未満	<ul style="list-style-type: none"> 統計学による漏えい監視システム装置設置工事（SIR設置工事） 鋼製一重殻タンクの石油製品の受入量、払出量等を統計的手法を用いて分析を行うことで石油製品の漏れの有無を確認することが可能な設備を設置する工事
		強化プラスチック	4. 5 mm未満	
	30年以上40年未満	アスファルト	6. 0 mm未満	
		モルタル	4. 5 mm未満	
	20年以上30年未満	アスファルト	4. 5 mm未満	

別表 2 (第 2 補助対象経費関係)

補助対象事業	工事種類	補助対象経費	留意事項
漏えい防止工事	内面ライニング施工工事	(1)工事前作業 (2)土間コンクリート研り及び復旧工事 (3)地下タンク防蝕塗覆装剥奪、開口工事 (4)内部清掃・点検作業 (5)地下タンク内部非破壊検査・内部補修 (6)地下タンクマンホール取付工事 (7)紫外線硬化法FRPライニング工事 (8)ハンドレイアップ法FRPライニング工事 (9)スプレーアップ法FRPライニング工事 (10)地下タンク圧力テスト (11)全危協納付金 (12)消防申請納付金 (13)共通仮設費の一部	
	電気防食システム設置工事	(1)地下タンク圧力検査 (2)電気防食システム (3)電気防食システム設置工事 (4)土木工事 (5)電気工事 (6)設置後電気防食効果測定費 (7)消防申請納付金 (8)共通仮設費の一部 ※電極数等を決めるための事前電位差測定・迷走電流測	

		定(仮通電試験)等、補助金申請の前に発生する作業費用を除く。	
	精密油面計設置工事	(1)高精度油面計設備費 (2)付属部品費 (3)設置作業費 (4)消防申請納付金 (5)共通仮設費の一部	
	統計学による漏えい監視システム装置設置工事(S I R 設置工事)	(1)地下タンク圧力検査 (2)機器設置費 (3)付属部品費 (4)設定作業費	
配送用タンクローリーの更新	-	(1)本体購入費(付帯設備に係る費用を含む) (2)消防申請納付金	車両購入に伴う公課費(自動車税等)、各種保険料、登録手数料、諸手続き費用及び更新前の車両並びにタンク等の附属品の処分費用は補助対象外
計量機の更新	-	(1)本体購入費 (2)設置工事費 (3)消防申請納付金	諸経費、一般管理費、消防手続費等は補助対象外

別表3（第3 交付申請関係）

補助対象事業	工事種類	添付資料	留意事項
漏えい防止工事	内面ライニング施工工事	<p>(1) 同意書</p> <p>(2) 消防法関係書類（下記①又は②、及び③）</p> <p>① 「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（原本）」</p> <p>② 地下タンク設置時の消防法に規定する「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びに「完成検査済証」（いずれも写）</p> <p>③ 消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」及び当該申請に対する「変更許可証」（いずれも写）</p> <p>*申請時に③の全部又は一部が手元に無い場合は、事業着手までに写しを提出すること</p> <p>(3) 施工予定業者等に関する書類</p> <p>① FRP全危協規則に基づく認定事業者が発注する場合は、「認定証」写し</p> <p>② 発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し</p> <p>③ 発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」（下請業者を想定等していない場合には、その旨（「無し」又は「未定」）を記載）</p> <p>(4) 申請施設の最新の日付入り現況写真（全景、右側、左側）</p> <p>(5) 申請施設の現況平面図（地下タンク・配管・油種及び容量が記載されているもの。）*補助申請するタンクにマーキングを行い、ライニングの施工順番を記入。</p>	

		<p>(6) 上記のほか、国庫補助申請に当たり提出した資料等</p> <p>(7) その他参考となる書類</p>	
	<p>電気防食システム設置工事</p>	<p>(1) 同意書</p> <p>(2) 消防法関係書類（下記①又は②、及び③）</p> <p>① 「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（原本）」</p> <p>② 地下タンク設置時の消防法に規定する「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びに「完成検査済証」（いずれも写）</p> <p>③ 消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」及び当該申請に対する「変更許可証」（いずれも写）</p> <p>*申請時に③の全部又は一部が手元に無い場合は、事業着手までに写しを提出すること</p> <p>(3) 施工予定業者等に関する書類</p> <p>① 発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し</p> <p>② 発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」（下請業者を想定等していない場合には、その旨（「無し」又は「未定」）を記載）</p> <p>③ 地下タンク圧力テストを実施する事業者の全危協「地下タンク等定期点検事業者認定証」写し</p> <p>(4) 申請施設の最新の日付入り現況写真（全景、右側、左側）</p> <p>(5) 申請施設の現況平面図（地下タンク・配管・油種及び容量が記載されているもの。）*補助申請するタンクにマーキングを行い、電極の埋設位置・本数を記入。</p>	

		<p>(6) 「建物不動産登記簿謄本」等（写：申請時において最新の内容であるもの）</p> <p>*建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、「公図」写し及び「住宅地図」写し</p> <p>(7) 上記のほか、国庫補助申請に当たり提出した資料等</p> <p>(8) その他参考となる書類</p>	
	<p>精密油面計設置工事</p>	<p>(1) 同意書</p> <p>(2) 消防法関係書類（下記①又は②、及び③）</p> <p>① 「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（原本）」</p> <p>② 地下タンク設置時の消防法に規定する「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びに「完成検査済証」（いずれも写）</p> <p>③ 消防法に基づく「危険物取扱所変更許可申請書」及び当該申請に対する「変更許可証」（いずれも写）</p> <p>*申請時に③の全部又は一部が手元に無い場合は、事業着手までに写しを提出すること</p> <p>(3) 施工予定業者等に関する書類</p> <p>① 発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し</p> <p>② 発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」（下請業者を想定等していない場合には、その旨（「無し」又は「未定」）を記載）</p> <p>③ 設置する精密油面計の全危協「性能評価書」写し</p> <p>(4) 申請施設の最新の日付入り現況写真（全景、右側、左側）</p>	

		<p>(5) 申請施設の現況平面図（地下タンク・配管・油種及び容量が記載されているもの。）*補助申請するタンクにマーキングを行い、精密油面計の取付位置を記入</p> <p>(6) 「建物不動産登記簿謄本」等（写：申請時において最新の内容であるもの） *建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、「公図」写し及び「住宅地図」写し</p> <p>(7) 上記のほか、国庫補助申請に当たり提出した資料等</p> <p>(8) その他参考となる書類</p>	
	<p>統計学による漏えい監視システム装置設置工事(SIR設置工事)</p>	<p>(1) 同意書</p> <p>(2) 消防法関係書類（下記①又は②）</p> <p>① 「地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い（原本）」</p> <p>② 地下タンク設置時の消防法に規定する「危険物取扱所設置許可申請書又は危険物取扱所変更許可申請書」、「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」並びに「完成検査済証」（いずれも写し）</p> <p>(3) 施工予定業者等に関する書類</p> <p>① 発注する施工予定業者の者で、工事中現場に常駐する者の「甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状」写し</p> <p>② 発注する施工予定業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」（下請業者を想定等していない場合には、その旨（「無し」又は「未定」）を記載）</p> <p>③ 設置するSIRの全危協「性能評価書」写し</p> <p>(4) 申請施設の最新の日付入り現況写真（全景、右側、左側）</p> <p>(5) 申請施設の現況平面図（地下タンク・配管・油種及び容量が記載</p>	

		<p>されているもの。) *補助申請するタンクにマーキングを行う</p> <p>(6) 「建物不動産登記簿謄本」等(写:申請時において最新の内容であるもの)</p> <p>*建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、「公図」写し及び「住宅地図」写し</p> <p>(7) 上記のほか、国庫補助申請に当たり提出した資料等</p> <p>(8) その他参考となる書類</p>	
配送用タンクローリーの更新	-	<p>(1) 「車検証」写し及び「自動車検査証記録事項」写し</p> <p>(2) 現行車両の写真</p> <p>(3) 更新予定車両の型式、性能等がわかる資料</p> <p>(4) その他参考となる書類</p>	
計量機の更新	-	<p>(1) 申請施設及び現行機器の写真</p> <p>(2) 申請施設の現況平面図</p> <p>*現行機器の設置箇所がわかるよう印をつけること</p> <p>(3) 更新予定機器の製品仕様書(パンフレット)等</p> <p>(4) その他参考となる書類</p>	

別表 4 (第 4 実績報告関係)

補助対象事業	工事種類	補助対象経費	留意事項
漏えい防止工事	内面ライニング施工工事	<p>(1) 工事契約書写し又は受発注書写し</p> <p>(2) 工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し</p> <p>(3) 事業実施者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」等の写し）</p> <p>(4) 日付入り工事工程写真</p> <p>(5) 工事実施に関する書類</p> <p>「FRP全危協規則に基づく認定事業者」が施工した場合は、以下の書類</p> <p>① FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工届」写し</p> <p>② FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工完了報告書」写し</p> <p>③ FRP全危協規則に基づく「FRP内面ライニング施工適合証明書」写し</p> <p>④ 当該内面ライニングに関する消防法に規定する危険物取扱所変更許可申請を行った場合は以下の書類</p> <p>ア 当該工事に係る「危険物取扱所完成検査申請書」写し</p> <p>イ 当該申請に対応する「完成検査済証」写し</p> <p>ウ 仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仮使用承認申請書」写し ・「仮使用承認証」写し 	

		<p>エ 完成前検査手数料(マンホールの取付等がある場合)に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類</p> <p>オ 「危険物取扱所完成検査前検査申請書」写し</p> <p>カ 「タンク検査済証」写し</p> <p>⑤ 上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し</p> <p>「FRP消防庁指針の規定に基づき施工する事業者」が施工した場合は、以下の書類</p> <p>① 消防法に規定する危険物取扱所変更許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し</p> <p>② 当該申請に対応する「完成検査済証」写し</p> <p>③ 仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類</p> <p>ア 「仮使用承認申請書」写し</p> <p>イ 「仮使用承認証」写し</p> <p>④ 上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費(納付金)の領収証写し</p> <p>(6) 検収書写し</p> <p>(7) その他参考となる書類</p>	
	電気防食システム設置工事	<p>(1) 工事契約書写し又は受発注書写し</p> <p>(2) 工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し</p> <p>(3) 事業実施者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の「振込依頼書」等の写し)</p> <p>(4) 日付入り工事工程写真</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 地下タンク、地下配管圧力検査結果報告書 (6) 工事終了後に行う「電気防食設置効果測定結果」写し (7) 消防法関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 消防法に規定する危険物取扱所変更許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し ② 当該申請に対応する「完成検査済証」写し ③ 仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 「仮使用承認申請書」写し イ 「仮使用承認証」写し ④ 上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費（納付金）の領収証写し (8) 検収書写し (9) 取得財産等管理台帳（要綱様式第9号） (10) 取得財産等管理明細表（要綱様式第10号） (11) その他参考となる書類 	
	<p>精密油面計設置工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事契約書写し又は受発注書写し (2) 工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し (3) 事業実施者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」等の写し） (4) 日付入り工事工程写真 (5) 消防法関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 消防法に規定する危険物取扱所変更許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し 	

		<ul style="list-style-type: none"> ② 当該申請に対応する「完成検査済証」写し ③ 仮使用承認申請に費用を計上した場合は、当該申請に対応する下記の書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 「仮使用承認申請書」写し イ 「仮使用承認証」写し ④ 上記各申請書の手数料欄に受領印が無い場合は、上記申請に係る消防申請費（納付金）の領収証写し (6) 検収書写し (7) 取得財産等管理台帳（要綱様式第9号） (8) 取得財産等管理明細表（要綱様式第10号） (9) その他参考となる書類 	
	<p>統計学による漏えい監視システム装置設置工事(S I R 設置工事)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事契約書写し又は受発注書写し (2) 工事請負業者が発行した「工事代金支払請求書」写し (3) 事業実施者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」等の写し） (4) 日付入り工事工程写真 (5) 地下タンク・配管検査結果報告書 (6) 消防関係書類の危険物取扱所軽微な変更届出書等の書類 (7) 検収書写し (8) 取得財産等管理台帳（要綱様式第9号） (9) 取得財産等管理明細表（要綱様式第10号） (10) その他参考となる書類 	

<p>配送用タンクローリーの更新</p>	<p>-</p>	<p>(1) 「注文書」、「注文請書」写し又は「契約書」写し</p> <p>(2) 販売業者が発行した「請求書」写し</p> <p>(3) 事業実施者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」等の写し）</p> <p>(4) 「車検証」写し及び「自動車検査証記録事項」写し</p> <p>(5) 消防法に基づく「危険物貯蔵所設置許可申請」を行った場合は、次の書類（構造設備明細書以外は 消防署等の受領印あるもの）</p> <p>① 所轄消防署等へ申請した「危険物貯蔵所設置許可申請書」写し</p> <p>② 当該申請に対する「構造設備明細書」写し</p> <p>③ 当該申請に対する「設置許可証」写し</p> <p>④ 当該許可証に対する「完成検査申請書」写し</p> <p>⑤ 当該申請書に対する「完成検査済証」写し</p> <p>(6) 指定数量未満の貯蔵量で、(5)の手続きを行っていない場合は、次の書類</p> <p>① 当該申請に対する「少量危険物貯蔵届出書」等写し（消防署等受領印のあるもの）</p> <p>② 当該申請に対する「構造設備明細書」写し</p> <p>(7) 納入車両等の写真</p> <p>*前後左右方向から撮影、車両ナンバー及び積載油種が確認できること（同時購入した備品等を含む）</p> <p>(8) 取得財産等管理台帳（要綱様式第9号）</p> <p>(9) 取得財産等管理明細表（要綱様式第10号）</p> <p>(10) その他参考となる資料</p>	
----------------------	----------	--	--

計量機の更新	-	<p>(1) 「受発注書」写し又は「契約書」写し</p> <p>(2) 施工業者が発行した「請求書」写し</p> <p>(3) 事業実施者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」等の写し）</p> <p>(4) 設置機器の写真（施設の全景を含む） *設置機器の写真は、工事工程写真（設置前・撤去中・設置中・設置後）の形で提出すること</p> <p>(5) 検収書写し</p> <p>(6) 消防申請がある場合は次の書類</p> <p>① 変更許可申請書写し（消防の受付印があるもの）</p> <p>② 許可証写し</p> <p>③ 完成検査申請書写し（消防の受付印があるもの）</p> <p>④ 完成検査済証写し</p> <p>⑤ 仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記①～④に加えて次の書類</p> <p>ア 仮使用承認申請書写し（消防の受付印があるもの）</p> <p>イ 仮使用承認証写し</p> <p>(7) 消防届出がある場合は、「軽微な変更届出書写し」</p> <p>(8) 取得財産等管理台帳（要綱様式第9号）</p> <p>(9) 取得財産等管理明細表（要綱様式第10号）</p> <p>(10) その他参考となる資料</p>	
--------	---	--	--